

画像診断装置用ワークステーションシステム（GE ヘルスケア社製）
保守点検業務仕様書

京都市立病院における画像診断装置用ワークステーションシステム（GE ヘルスケア社製）の保守点検業務について，地方独立行政法人京都市立病院機構を「発注者」，受託者を「受注者」として，次のとおり必要な事項を定める。

記

1 対象機器

画像診断装置用ワークステーションシステム AW VS5 Plus(ColorMonitor×2)

2 設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2 京都市立病院 PET-CT室

3 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

4 契約条件

(1) 業務内容

ア 年1回の定期保守点検

イ 緊急故障発生時の修理対応

(2) 実施要領

ア 受注者は，点検実施予定表を令和4年 月末までに発注者の事務局契約担当へ提出すること。なお，実際の点検実施日時等については，病院の業務に支障のないよう，両者協議のうえ，そのつど決定することとし，その内容は速やかに事務局契約担当へ報告すること。*本契約の点検は平日の9時から22時の間とし，それ以外で点検を行なう場合は，発注者は受注者に別途費用を支払う。

イ 受注者は，標準作業書を常備し，従事者に周知すること。

ウ 定期保守点検は標準作業書に基づき実施すること。

エ 受注者は，保守点検終了後速やかに，受注者の所定の様式により実施結果の報告書を発注者の担当者へ提出し，その内容についての確認を得たうえで，完了届を事務局契約担当へ提出すること。

オ 受注者は，本契約の対象機種に故障が発生し，連絡を受けたときは速やかに（原則として当日中）出張したうえで，点検，調整，修理等を行うこと。

カ 機器に関する取扱い，不具合，故障等の情報については，関係部署へ積極的に情報提供すること。

(3) 本契約に含まれる費用の内訳

ア 定期点検部品

イ 緊急保守部品

*ア、イの詳細は下記とする

- ・WS システム本体
- ・ネットワーク通信
- ・各種モニタ
- ・システムソフト、アプリケーションソフト等 ソフトウェア一式

(4) 委託料の支払

発注者は、受注者の請求により、委託料を2分割して支払う。

5 その他

この本仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、両者協議のうえ、そのつど決定するものとする。

付表

【対象機器】	数量
画像診断装置用ワークステーションシステム AW VS5 Plus (ColorMonitor×2)	1